

お知らせ

■市民団体の活動を応援

市民団体などが自主的に実施する公益的な活動を支援しています。
【対象団体】市民団体など(市内を拠点に活動する、共通の目的を持った市民で構成する団体)
【対象事業】市民団体などが自ら実施し、市内の広い範囲に受益が及ぶ事業で、新たに取り組む営利を目的としない事業
【補助金額】補助対象経費の3分の2以内(限度額30万円)
※1団体につき1事業です。政治・宗教・営利団体の活動や宣伝を目的とする事業や、他の補助金を受けて行う事業は対象になりません
【申請期限】平成27年2月13日(金)
※先着順とし、採択された事業の補助金総額が本事業の予算額に達した時点で締め切ります。申請方法など詳細については下記へ
【問い合わせ・申請】**●**地域づくり課(**☎**内線457)

■湯のまちホット交流サービス事業をご利用ください

主に高齢者の交流と健康増進を図るため、温泉施設での入湯や休憩を無料で提供する「湯のまちホット交流サービス事業」を実施しています。
【利用対象】60歳以上の市民で構成する4人以上の団体
【利用可能日時】平日(土曜日・日曜日・祝日以外)、午前10時～午後3時
※利用者を送迎する運転手や入湯を介助する方も、利用対象となる場合があります。詳細については、下記へ
利用可能な温泉施設や利用方法などは、**●**長寿福祉課、**■**健康福祉係、まなび学園、各振興センターなどに備え付けているパンフレットをご覧ください。
【問い合わせ】**●**長寿福祉課(**☎**内線515)

■国民年金保険料の制度を活用しましょう

●平成26年度の保険料 15,250円(月額)
●保険料の納め方 保険料は、納付書により金融機関、コンビニエンスストアにて現金で納めることができます。このほか、口座振替やインターネットバンキング、クレジットカードなどによる納付もできます。
●現金納付のお得な納め方 4月に郵送される1年前納用の納付書で一括して前納した場合、3,250円の割引になります。
※納付期限は4月30日(水)
1年前納のほか、6カ月前納による割引などもあります。
●学生納付特例申請 20歳以上の学生は前年の所得が一定以下であれば学生納付特例制度が利用できます。この制度は、承認を受けた月から10年以内であれば、保険料を後払い(追納)できる仕組みです。
申請には、学生証(コピー可)または在学証明書(原本)が必要です。
●免除などの申請期間が拡大 4月より、免除、納付猶予、学生納付特例の申請は、申請する時点から2年1カ月前までの期間をさかのぼって行えるようになりました。例えば、平成26年4月中に申請した場合は、平成24年3月まで申請が可能です。
1枚の申請書で申請できるのは、免除および納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月から翌年3月までの1年度分です。複数年度の申請を希望する場合は年度毎の申請書の提出が必要です。
なお、申請する年度に対応する前年所得に基づき審査します。
【問い合わせ】花巻年金事務所(**☎**23-3351)、**●**国保医療課(**☎**内線263)、**■**健康福祉係(**☎**内線142、**☎**内線228、**☎**内線231)

■重度障がい者へ福祉タクシー券を交付します

重度の障がいがある方を対象にタクシー料金の一部を助成します。
【助成内容】助成券1枚500円
※助成対象月数に応じて交付(1カ月当たり3枚)
【利用方法】乗車料金の範囲内で複数枚の使用が可能
【対象となる障がいの程度】①身体障がい者手帳1級②身体障がい者手帳2級(下肢・体幹・視覚障がいのみ)③療育手帳A判定④精神障がい者保健福祉手帳1級
【申請方法】手帳と印鑑をお持ちの上、下記へ
※軽自動車税・自動車税の減免を受ける方や、社会福祉施設に入所の方は対象になりません
【問い合わせ・申請】**●**障がい福祉課(**☎**内線508・517)、**■**健康福祉係(**☎**内線273、**☎**内線225、**☎**内線244)

■高齢者福祉タクシー助成券を交付します

80歳以上のひとり暮らしなどの高齢者を対象に、タクシー料金の一部を助成します。
【助成内容】助成券1枚500円
※助成対象月数に応じて交付(1カ月当たり2枚)
【利用方法】乗車料金の範囲内で複数枚の使用が可能
【対象】①80歳以上のひとり暮らしの方②65歳以上の高齢者のみで暮らししている80歳以上の方
【申請方法】印鑑をお持ちの上、下記へ
※重度の障がいがある方を対象とした「福祉タクシー券」の交付を受けている方や自動車を所有している方は対象になりません
【問い合わせ・申請】**●**長寿福祉課(**☎**内線515)、**■**健康福祉係(**☎**内線145、**☎**内線226、**☎**内線242)

■太陽光発電システム導入に補助します

住宅用太陽光発電システムを設置した方に補助金を交付します。
なお、当補助金事業は本年度で終了します。
【対象者】次の①～⑤の要件を全て満たしている方
①市内に住所があり、自らが所有し居住する住宅に、太陽光発電システムを新たに設置した方
②国が実施する「住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業」に平成25年度に応募し、補助金の交付決定通知を受けた方
③市税を滞納していない方
④電力会社と余剰電力の販売契約を締結した方
⑤市内の事業者と太陽光発電システムの設置工事を契約した方(既存住宅の場合)
【対象設備】次の①②に該当する設備
①新品のシステムであること
②太陽電池の最大出力が10kw未満
【補助額】太陽電池の最大出力1kwにつき24,000円(限度額10万円)
【補助件数】70件程度(補助予算額700万円)
【募集期限】平成27年3月20日(金)
※補助額が予算額に達した場合、募集期限前であっても受け付けを締め切ることがあります
【申請方法】設置工事が完了し、国からの補助金交付決定通知書を受け取った後、**●**都市政策課へ申請してください。申請に必要な書類などは、同課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます
【問い合わせ】**●**都市政策課(**☎**内線542)

今月の納税

(納期限は4月30日)

固定資産税(第1期)

■空間放射線量測定結果

【測定結果(3月10日(月)～25日(火)分)(単位:マイクロシーベルト/時)】
①市役所新館前…0.02～0.03
②田瀬振興センター…0.03～0.05
※地上1mで計測
【問い合わせ】**●**防災危機管理課(**☎**内線476)

■野焼きは周囲に迷惑を掛けます

野焼きは一部の例外を除き法律で禁止されています。家庭や事業所から出るごみは、野焼きをせず、適切な処理をお願いします。
【問い合わせ】**●**生活環境課(**☎**内線267)

■消費税の引き上げによる使用料・手数料の改定

消費税などの率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、市の施設の使用料や業務手数料など

のうち次のものについて、4月1日から改定しました。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

●消費税相当額を引き上げるもの

種類	担当課
公共下水道、農業集落排水施設、戸別浄化槽、污水处理施設の使用料(4月1日より前から継続して使用している場合は、5月検針(6月請求)から適用)	● 下水道課(☎ 内線553)
道路などの占用料(占用期間が1カ月未満の場合に限る)	● 道路課(☎ 内線572)
公設地方卸売市場の各種使用料	● 商工労政課(☎ 内線389)
石鳥谷医療センターの保険診療以外の料金(差額ベッド代や健康診断料など)	石鳥谷医療センター(☎ 45-3111)
行政財産使用料	各施設の担当課

●消費税引き上げに伴う国・県などの改定に合わせて引き上げるもの

種類	担当課
し尿収集運搬手数料(くみ取り料)	● 生活環境課(☎ 内線267)
岩石採取計画認可申請手数料など	● 生活環境課(☎ 内線265)
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料など	● 都市政策課(☎ 内線543)
危険物の製造所等の設置許可申請手数料など	消防本部予防課(☎ 22-6123)

■無料相談をご利用ください

法律や人権、行政、多重債務など
【問い合わせ・申し込み】**●**市民生活総合相談センター(**☎**内線259)

相談名	実施日	時間	会場	申込開始日(※)
弁護士法律相談	4月8日(火)	10:00～15:00		4月7日(月)
司法書士法律相談	4月16日(水)	13:30～15:30		4月9日(水)
お金とくらしの相談会	4月17日(木)	13:00～17:00	市民生活総合相談センター	4月10日(木)
行政書士法律相談	4月23日(水)	13:30～15:30		4月16日(水)
市民生活(人権)相談	4月10日(木)	10:00～12:00		
		10:00～12:00	大迫総合支所第2会議室	
市民生活(人権・行政)相談	4月11日(金)	10:00～12:00	東和総合支所第3会議室	
		13:30～15:30	石鳥谷総合支所1階委員会室	
市民生活(行政)相談	4月18日(金)	13:30～15:30	市民生活総合相談センター	

※申し込みが必要な相談には定員があります(先着順・定員になりしだい締め切り)。申し込みは、申込開始日の午前8時30分から相談日前日までに電話で同相談センターへ